

京都府後期高齢者医療広域連合議会

平成 29 年第 1 回定例会会議録

平成 29 年 2 月 10 日 開会

平成 29 年 2 月 10 日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成29年第1回定例会会議録目次

第 1 号 (2月10日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○議案第1号～議案第7号の一括上程、説明	5
○一般質問	10
○議案第1号の質疑、討論、採決	29
○議案第2号の質疑、討論、採決	33
○議案第3号の質疑、討論、採決	34
○議案第4号の質疑、討論、採決	39
○議案第5号の質疑、討論、採決	42
○議案第6号の質疑、討論、採決	43
○議案第7号の質疑、討論、採決	43
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○閉会の宣告	50
○署名議員	51

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成29年第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年2月10日(金)午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第1号から同議案第7号まで(広域連合長説明)
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第 1号 平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)
- 日程第 8 議案第 2号 平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第 3号 平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第10 議案第 4号 平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計予算
- 日程第11 議案第 5号 京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第14 発議第 1号 後期高齢者医療保険料「特例軽減」の継続を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員(26名)

1 番	くらた 共 子 君	2 番	吉 田 孝 雄 君
3 番	中 野 洋 一 君	5 番	尾 関 善 之 君
6 番	森 義 美 君	8 番	鳥 居 進 君
9 番	北 仲 篤 君	1 1 番	相 原 佳代子 君
1 2 番	上 田 雅 君	1 3 番	八 木 浩 君
1 4 番	中 村 正 臣 君	1 5 番	岡 本 亮 一 君
1 6 番	行 待 実 君	1 7 番	小 中 昭 君
1 8 番	長 岡 一 夫 君	1 9 番	朝 子 直 美 君
2 0 番	巽 悦 子 君	2 1 番	木 村 武 壽 君
2 2 番	浅 田 晃 弘 君	2 3 番	向 出 健 君
2 4 番	竹 内 きみ代 君	2 5 番	塩 井 幹 雄 君
2 6 番	齋 藤 和 憲 君	2 7 番	野 口 久 之 君
2 9 番	塩 見 晋 君	3 0 番	繁 隆 夫 君

欠席議員（4名）

4 番	足 立 伸 一 君	7 番	荻 原 豊 久 君
1 0 番	西 口 純 生 君	2 8 番	泉 敏 夫 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	佐々木 稔 納 君	副広域連合長	堀 忠 雄 君
副広域連合長	井 上 正 嗣 君	副広域連合長	石 井 明 三 君
副広域連合長	藤 田 裕 之 君	副広域連合長	山 内 修 一 君
副広域連合長	岡 嶋 修 司 君	会計管理者	荻 野 幹 雄 君
総務課 担当課長	野々口 義 也 君	業務課長	宮 本 義 典 君

議会職員出席者

書記長	藤 田 達 也	書記	塩 野 浩
-----	---------	----	-------

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（繁 隆夫君） えー、皆さん、大変ご苦労さまでございます。えー、ていれ、定刻になりました。ただいまから京都府後期高齢者医療広域連合議会平成29年第1回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（繁 隆夫君） 本日の会議を開きます。

なお、報道かん、機関関係、あ、から写真撮影の許可の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） ご異議なしと認めます。それでは、報道機関等の写真撮影を許可することにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（繁 隆夫君） 議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

本日、ふくし、福知山市の足立伸一議員、宇治市の荻原豊久議員、亀岡市の西口純生議員、伊根の泉敏夫議員から欠席届が、あー、出ております。また、えー、副れん、広域連合長の井上市長、そして、えー、北仲議員が遅参ということでございます。報告しておきます。

◎議席の指定

○議長（繁 隆夫君） それでは、日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに、綾部市の森義美議員、大山崎、大山崎町の朝子直美議員、宇治田原の、宇治田原町の浅田晃弘議員、笠置町の向出健議員が広域連合議会議員に選出されております。

議席につきましては、ただ今、ご、ご着席いただいているとおりに指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（繁 隆夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名についてです。え、指名を行います。
- えー、会議、えー、会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、京都市の岡本亮一議員、あ、ごめんなさい、訂正します。えー、京田辺市の、おー、岡本亮一議員、大山崎町の朝子直美議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（繁 隆夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
- お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（繁 隆夫君） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は1日と決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（繁 隆夫君） えー、日程第4、諸般の報告を行います。
- お手元に、定期監査結果報告書、例月出納検査の結果報告書を配付させていただいております。
- 平成28年度定期監査については、事務改善に関する意見が付されております。
- また、例月出納検査については、適正に執行されているとの報告を受けております。
- 以上、ご報告申し上げます。

◎議案第1号～同第7号の一括上程、説明

○議長（繁 隆夫君） 日程第5、議案第1号から同第7号までの広域連合長提出案件7件を一括議題とします。

提出者からの説明を求めます。

佐々木広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、皆さんこんにちは。えー、今回提出いたしました議案につきまして、えー、ご説明を申し上げます。

えー、広域長、おー、広域連合長、おー、提出案件の、おー、議案書、おー、1ページを、おー、お開きください。

議案第1号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本件は、本年度、市町村が実施する人間ドック等の長寿健康増進事業等に要するひ、経費、平成27年度国庫、国庫補助事業の確定に伴う精算経費、前年度決算剰余金等の基金積み立て並びに社会保障・ぜんば、税番号制度システム整備補助金が新たに交付されたことに伴い補正するもので、歳入歳出の総額にそれぞれ2億6,208万3,000円を増額し、総額を10億440万円と定めるものでございます。

7ページをお開きください。

内訳といたしまして、歳入の主なものでございます、が、あー、第2款国庫支出金は、後期高齢者医療制度事業、事業費補助金及び人間ドック等の、おー、長寿健康増進事業に係る特別調整交付金の増、加えまして、えー、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が新たに交付されますことから2億ろく、えー、6,773万円の増となっております。

第4款財産収入は、財政調整基金の、おー、預金利子を計上するものでございます。

第5款繰入金は、前年度決算剰余金並びに国庫補助金の活用に伴い、財政調整基金からの繰り入れを不要とするものでございます。

8ページをお開きください。

第6款繰越金は、前年度、お、決算剰余金を計上するものでございます。

第7款諸収入は、預金利子及び特別対策、う一、補助金の精算に伴う市町村からの返還金の増、などでございます。

次に、歳出の主なものでございますが、9ページをお開きください。

第2款総務費、1目総務管理費は、平成27年度の市町村特別対策補助金の精算に伴い、国へ特別調整交付金、え一、並びに医療制度事業費補助金を返還するもので、719万6,000円の増、え一、同款、え一、2目業務管理費は、本年度、市町村が行う長寿健康増進事業等に対する特別対策補助金として2億5,052万円の増、同款7目財政調整基金積立金は、前年度繰越金の一部を財政調整基金へ積み立てるもので、436万7,000円の増とするものでございます。

次に、11ページをお開きください。

議案第2号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

本件は、平成27年度に概算で交付された国庫補助金及び療養給付費等負担金に係る国、府、市町村支出金の精算に係る経費を補正するもので、その財源は過年度分に係る市町村支出金、繰越金として、え一、え一、としております。

また、本年度の保険給付費及び特別高額医療費共同事業拠出金について、高額療養費、審査支払手数料等が当初見込みを上回ったため、え一、経費を補正するもので、その財源は国、府、市町村支出金、支払基金交付金並びに繰越金としております。

以上が歳入歳出予算の、お一、総額にそれぞれ、え一、92億2,844万9,000円を追加し、え一、総額を3,321億9,675万8,000円と定めるものでございます。

17ページをお開きください。

え、内訳といたしまして、え一、歳入の主なものでございますが、第1款市町村支出金から第2款国庫支出金、第3款府支出金、第4款支払基金交付金までについて、第1款市町村、お一、支出金、1項市町村負担金、2目療養給付費負担金、2節過年度分を除き、本年度の保険給付費が当初見込みを上回ったことによる財源でございます。

18ページをお開きください。

第5款特別高額療養、え一、失礼しました。第5款特別高額医療費共同事業交付金について、本年度の特別高額医療費共同事業拠出金が当初見込みを上回ったことによる増でございます。

次に、歳出でございます。

19ページをお開きください。

第1款保険給付費は、本年度の保険給付費が、等が当初見込みを上回ったことによる増で
ございます。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金は、本年度の拠出金が当初見込みを上回ったこと
による増でございます。

第6款諸支出金は、前年度の国庫補助事業及び療養給付費の精算に伴う国、府、市町村支
出金の返還に伴う増でございます。

次に、21ページをお開きください。

議案第3号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、ご説明い
たします。

本広域連合の一般会計は、市町村から人口規模に応じていただく分賦金を主な、あ一、財
源としております。

平成29年度の一般会計予算総額を7億6,790万円と定めるもので、前年度比4,558万3,000
円の増となっております。増となりました主な要因といたしましては、社会保障・税番号制
度の運用開始に伴い、国の、お一、構築する、う一、情報提供ネットワークに接続し、維持、
運用、保守のための費用を計上したこと、う一、高齢者医療制度の見直しに伴う被保険者へ
の周知のための費用を計上したこと、などでございます。

え一、歳入歳出予算の、お一、款項の区別、区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳
入歳出予算によることとし、23ページ、24ページにその表を掲げております。

歳入から主なものを取り上げさせていただきます。

27ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金は、人件費や電算機器の、お一、運用等、事務局運営に係る市町
村からの分賦金で、6億6,443万1,000円を計上しており、市町村に新たな負担を求めること
のないよう事務経費の見直しをさらに進め、今年度と同額に据え置いております。

次に、歳出でございます。

29ページをお開きください。

え、第2款総務費、1目総務管理費は、え、広域連合事務局運営に係る経費で2億376万
4,000円、前年度比で78万8,000円の増となっております。

30ページをお開きください。

2目業務管理費は、電算処理システム運用経費及び国保連合会への事務委託等に係る経費
で、え一、5億5,236万6,000円、前年度比4,457万2,000円の増となっております。え一、こ

これは、社会保障・税ば、えー、税個人番号制度の、えー、運営、えー、開始に伴い、国の構築する情報提供ネットワークに接続し、維持、運用、保守に要する経費、え、えー、高齢者医療制度の見直しに伴う被保険者への周知のための経費、いー、等でございます。

次に、いー、35ページをお開きください。

議案第4号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、え、ご説明いたします。

特別会計の予算総額を3,324億150万2,000円とし、一時借入金の最高額を250億円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び、いー、当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によることとし、37ページ、38ページにその表を掲げております。

この特別会計は、後期高齢者医療の医療給付費等の、おー、支出及び保険料等の収入について、2年間を通じて財政の均衡を保つことを見越して設定しており、平成29年度は、あー、その2カ年目となります。

主な増加要因といたしましては、歳出の大半を占める保険給付費において、被保険者数の増及び1人当たり医療給付費の増を見込んでいることによります。

41ページを、お、お開きください。

歳入から主なものを取り上げさせていただきます。

第1款市町村支出金は、市町村が徴収する保険料及び医療費の市町村負担分でございます。

第2款国庫支出金は、医療費の、おー、国負担分及び調整交付金等でございます。うち、5目、うー、高齢者医療制度円滑運用、あ、運営臨時交付、うー、特例交付金の減は、保険料軽減特例措置の見直しに伴うものでございます。

42ページをお開きください。

第3款府支出金は、医療費の京都府負担分及び京都府に設置されている財政安定化基金からの交付金でございます。

第4款支払基金交付金は、現役世代が加入する医療保険者からの支援金等でございます。

43ページをお開きください。

第7款繰越金は、平成29年度の保険料を抑制するために繰り越しされたものでございます。

次に、歳出でございます。

44ページをお開きください。

第1款保険給付費の3,315億8,744万6,000円が全体の99%以上を占めるものでございます。

今後とも効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、47ページをお開きください。

議案第5号、京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、介護休業の分割取得が可能となるよう、お一、すること、介護休業とは別に、介護のために勤務しない時間を設けることを可能とすること、子の看護休暇及び、い一、介護休暇を1日単位の、1日未満の単位で取得可能とすること。

以上でございます。

え、施行は、第1条の規定を平成29年1月1日、第2条の規定を同年4月1日とするものでございます。

次に、51ページをお開きください。

議案第6号、京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の、お一、制定についてご説明、え一、いたします。

本件も、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児、い一、休業、介護休業等、育児または、かい、家族介護に、を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、あ、に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しを行うものであります。施行は、平成29年1月1日とするものでございます。

次に、55ページをお開きください。

議案第7号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、え、保険料軽減対象を拡大するとともに、保険料軽減の特例措置を改めるものでございます。

保険料軽減対象の拡大については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正が行われたことに伴い、保険料軽減判定所得の基準額を引き上げる必要があるため、条例の改正を行うものでございます。

また、保険料軽減特例措置につきましては、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和

のために、予算措置により実施されてきましたが、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の、お一、公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直されるものでございます。

なお、施行は平成29年4月1日からとし、平成28年度、お一、分までの、お、年度分の、お一、保険料については従前の例と、によることとしております。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、え一、ご議決、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎一般質問

○議長（繁 隆夫君） え一、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、岡本亮一議員。

〔15番 岡本亮一君登壇〕

○15番（岡本亮一君） 皆さん、こんにちは。え一、京田辺市選出の岡本亮一でございます。

え一、それでは、通告に従いまして、え、大きく2項目について質問を行います。え、どうぞよろしくお願いいたします。

え、まず、え一、第1は、短期保険証の、え一、交付についてであります。

え、後期高齢者医療制度は、え、2008年4月に発足して以来、え一、75歳になった人がそれまで加入していた、え、国民健康保険から切り離され、え、後期という枠組みの制度に、え一、囲い込まれ、負担増が攻められる年齢差別の仕組みであります。保険料はこれまでに2年ごとに見直され、4回改定されましたが、え一、そのたびに引き上げられてきました。

え、その理由といたしましては、え、75歳以上の人口増加と医療費増が保険料に直接跳ね返る仕掛けになっているためであり、え、今後もさらに値上がることは避けられません。

え、さらに今年度から、低所得者や扶養家族だった人の保険料を、ま、最大9割軽減している特例措置が段階的に廃止がされます。対象は75歳以上の6割に近い916万人に上り、保険料は2倍から、え一、最大10倍に跳ね上がります。そもそもこの軽減措置は後期高齢者医

療制度の反対の世論と運動に押されて、え、導入されたものであり、廃止する、え、理由はありません。また、え、医療費負担の上限を定める高額療養費制度は、70歳以上の人を現役世代と同水準に、ま、引上げ、え、外来のみの負担を軽くする上限特例も廃止されます。年収370万円以上の現役並みの所得者は4万4,400円から、ま、8万円以上にはなりませんし、え、年収370万円未満の一般の所得者は月額1万2,000円から1万8,000円になります。また、高齢者が長期入院する療養病床で医療の必要性が比較的低い、え、光熱水費を現在の1日320円から370円に引き上げるなど、ま、負担が増すばかりで、高齢者からは、これでは暮らしが立たないと、ま、そういった悲鳴の声も上がっております。

保険料を、ま、払いたくても払えずに滞納する被保険者の多数におられて、保険料が完納できなければ、ま、滞納のペナルティーとして短期証が発行をされます。え、滞納しているという理由から役所に保険証をとりに行きづらく、ま、手元に保険証はない、実質的な無保険状態の方もいるのが実態であります。

え、そこで、質問の1点目は、平成28年度において、短期保険証の滞納者数と交付者数、留め置き数の件数をお伺いいたします。

え、2点目は、短期保険証を交付されている被保険者と、え、留め置きについてであります。全国で保険料を払い切れない高齢者が2015年度でおよそ24万人に上り、え、正規の保険証を交付されないケースがおよそ20、え、ケースがふえております。また、有効期限が短い、いわゆる短期証の切りかえられた高齢者はおよそ2万5,000人に達しています。長期的な治療を必要とする高齢者が安定的に医療にかかれぬ事態は健康と命にかかわる大問題でもあります。え、そこで安心して医療機関にかかれるように保険証が、ま、確実に被保険者の手元に届くように対応していただきたいと思っております。

これまでのご答弁では、できるだけ早く保険証をお渡しできるよう市町村の窓口において被保険者に対して電話連絡や、え、個別訪問の対応をしていただいているということですが、え、その後の進捗状況をお聞かせください。

え、次に、大きな、え、2項目めの滞納者への差押え、え、財産差押えについてであります。え、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度で保険料が払えず滞納し、差押えを受けた人が2014年度で、ま、全国およそ4,600人に上っております。え、預貯金や年金まで差し押さえられた例もあります。75歳を超えた人たちの生活実態を、ま、無視し、異常な差押えはあってはなりません。え、また、後期医療加入者のおよそ8割は年金から保険料が天引きされており、滞納が発生しない仕組みですが、年金が年間18万円未満、月額で1

万5,000円の低所得者の方は天引きされませんので、ま、滞納が生じやすく、こうした人が差押えの対象となって、え、おります。ただでさえ低額な年金生活者から財産を差押えすることは、まさに、ま、生存権を脅かすものであります。

そこでお尋ねいたしますが、平成27年度に保険料が払えず滞納し、差押えを受けた件数と金額、またその内訳、え、預貯金や年金などの差押えの有無も含めてお伺いをいたします。

次に、2点目ですけれども、そもそもこの保険料を支払うことができない方の財産を、ま、差し押さえれば、さらに生活が困窮すると思えますけれども、その差し押さえられた方への対応は、ま、どのようにされているのか、またその認識についてもお聞かせください。

え、以上で1回目の質問を終わります。よろしくご答弁お願いします。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 岡本議員のご質問にお答えをいたします。

お尋ねの、お一、短期証の交付数でございますが、それぞれ2月1日時点で、更新期間が6カ月の短期証が248件、3カ月の短期証が28件、合計276件で、そのうち証の交付に至っていない件数が2月6日時点で10市町村104件ございます。

また、現時点で証の交付に至っていない方についてでございますが、市町村において更新のための案内を送付するなど、繰り返し連絡を差し上げてもお来庁されない方であり、市町村において対応に苦慮されていると、ところでございます。引き続き、必要に応じ電話連絡や個別訪問を行うなど、必要な対応を行った上で速やかに交付してまいりたいというふうを考えております。

差押えについてでございますが、平成27年度は5市で56件の滞納処分が行われたと聞いているところでございます。差し押さえた額は合計で1,004万4,680円となります。その内訳は、預貯金が24件、349万337円、年金が13件、260万6,888円、生命保険や出資額等その他が19件、394万7,455円となっております。

なお、差押え等、滞納処分を含む保険料の徴収は市町村の事務でございます。

今後とも適切な対応がされるものというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 岡本亮一議員。

〔15番 岡本亮一君登壇〕

○15番（岡本亮一君） え、それでは、えー、再質問をさせていただきます。

えー、先ほどのご答弁では、えー、短期証の数が、え、6カ月では248人、えー、3カ月で28人、計276人ということで、ま、交付に至らなかったケースがこの2月1日ですか、104件ということでありました。依然この数字を見てもですね、やはりこの手元に、ま、保険証がない方が、ま、104名おられるということで、非常に多いなというふうに思っております。ま、先ほどの答弁でも、やはり繰り返し電話や訪問を個々にされているということでされておりますけども、やはりそういった中で、あの一、これまでも答弁繰り返しになっておりますけども、やはりそういった減らない、そうやって何回も繰り返すんだけど、なかなか減らないという原因は本当に一体じゃどこにあるのかというところは、やはりその原因追求、そして検証というのがまだまだ至っていないんじゃないかというふうに思っております。この今2月の、現在の各市町村の留め置きが、ま、104件でありますから、ま、ちなみにですけれども、これ被保険者の一番多い京都市では、えー、ゼロ件でありました。そしてそれに対して八幡市では、ま、16件と、また宇治市に至っては、これ全体の約半数、ちょうど半数ですね。104件の半分の52件、ま、これがいわゆる、あの一、手元に保険がない、いわゆる無保険の状態にあります。ま、被保険者にとってやはりきめ細かな対応とか、ま、そういうようなのをされたり、個々訪問とかをされているとおっしゃいますけども、やはりそういった減らない理由、そして一体どこに問題あるのか、また今後どのような対応をさらに進めていくのかをお聞きしたいと思います。ま、あわせて実態も調査していただきたいと思っております。お答えください。

えー、次に大きな2点目の、ま、差押えの問題ですけども、えー、平成27年度の、えー、市町村の差押えの状況ですけども、5つの市町村、えー、京都市では、ま、22件、えー、福知山市では11件、舞鶴市は6件、京丹後市で15件、南丹市で2件、ま、合計56件でありました。ま、そのうち先ほどご答弁ありました、えー、預貯金ですけれども、これが24件で額が349万円、えー、年金では、えー、13件、260万円、その他19件で390万円とご答弁がありました。え、昨年の8月にも私同じような質問をいたしましたけども、ま、そのときは平成26年と27年度を比較をいたしました。ま、そのときには、京丹後市さんのほうでは、えー、ゼロ件から急激に15件に急増したということで取り上げましたけども、え、この内訳といたしましては、主に預貯金が差し押さえられていました。しかしながら、ま、年金のほうの内3件いらっやいました。え、今回私この一般質問を迎えるに当たって、ま、再度、えー、この京丹後市さんにも確認をいたしましたところ、この15件の、お一、方のうち8名が完納したということでありましたけども、ま、しかし、残りの7件の人はまだまだ継続中であって、

しかもまだ1名の方が、えー、いまだにこの年金を差し押さえられたままだという実態でありました。ま、この方は男性で年齢が87歳という方で、ま、2カ月に1回入るこの年金を2万6,000円ずつ、ま、分納しているということでありました。年金で、ま、本当に細々と暮らしている方が、ま、本当に大変であって、それでも何とか、ま、頑張って払っていかうということ、そういう形で払ってきているというふうに思います。やはりその年金を差し押さえるということは、ま、これはたとえ1件であってもしっかりはならないことだというふうに思います。ま、このように私が言いますと、ま、恐らくご答弁のほうでは、支払い能力があるにもかかわらず、こういった滞納を続ける悪質な場合もあるとか、また負担の公平性、ま、こういったことも答弁で言われるのかなというふうには予想しますが、ま、しかしながら、1回目の質問でも述べたように、この後期高齢者医療保険料の支払いの8割は、え、年金天引きした特別徴収で行われています。え、無年金の方から、また月額1万5,000円までの方、いわゆる年、18万円年間にして、そういった低所得の方がいわゆる対象となりますから、そのような方が、ま、本当に支払い能力があっても悪質なのかという思いなんでしょうか、これお答えください。

また今後、この特例軽減の廃止などで、ま、負担がふえれば、ま、さらに保険料を支払わない、支払えない方がふえると予測されます。介護も医療もお金次第で低所得者はまともなサービスを受けられない、今の社会保障というのは、本当に、ま、弱者に冷たく、逆に追い打ちをかけているように思われます。この憲法の25条でもご存知のように、ま、健康で文化的な最低限度の生活を全ての国民に、ま、保障して、社会保障の推進を国の責務としっかりここには明記がされております。ま、その立場から誰もが安心して将来に希望の持てる社会保障制度の構築がやはり何よりも必要だと思っております。え、連合長にお聞きしますが、ま、そのような認識はないのでしょうか。再度答弁を求めまして、えー、2回目の質問いたします。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、短期証の関係でございますが、保険料をきちんと納付されている方と滞納されている方との公平を保つためには、滞納されている方との公平を保つためには滞納、解消への相談機会の確保は必要だというふうに考えているところでございます。短期証は更新期間が違っただけで、通常の被保険者証と同じでございます。また、必要に応じ、限度額適用、標準負担額、減額認定証も随時交付しておりまして、通常の被保険者

と同様、必要なときに必要な医療を受けていただくということは可能でございます。滞納されている保険料の納付が仮に相談の中でできない場合にありましても、被保険者の置かれた状況をしっかり踏まえまして、必要な対応はされているというふうに考えているところでございます。

それから、あー、差押えの関係でございますが、市町村の窓口におきましては、これまでから申し上げておりますように、滞納者に対し、その収入や財産等の、について具体的に必要な調査を行った上で総合的な判断がなされていると認識しておりまして、今後とも被保険者の実態に応じて適切な対応をされるというふうに考えております。公平性の確保は制度の透明性や継続性を高め、制度運営を行っていく上で非常に大切な責務であろうというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

くらた共子議員。

〔1番 くらた共子君登壇〕

○1番（くらた共子君） 皆さん、ご苦労さまです。京都市会選出のくらた共子でございます。

私は、保健事業について、大きく4点について質問をしたいと思います。

京都府後期高齢者医療広域連合は、平成26年3月31日に国が示した高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする保健事業実施計画を策定しています。この実施計画には、事業について毎年度評価し、必要に応じて見直し、検討するとしていますが、27年度、28年度の評価と見直し、検討した内容とは何か、また実施計画の最終年度となる29年度の事業に対する取り組み、課題は何かお答えください。

次に、健康診査についてです。

生活習慣病の早期発見による重症化予防を目的とする健康診査の受診率は、平成25年度18.1%が平成27年度20.3%という実績です。ちなみに、1月12日、全国高齢者医療国民健康保険主管課長及び後期高齢者医療広域連合事務局長の会議が行われまして、その際の説明資料によりますと、全国は27年度27.6%、そして28年度の見込みは28.7%と示しております。そこで京都府におきまして、平成29年度は23%という目標設定でございますが、どのように受診率を引き上げようとするのかお答えください。

また、歯科健診も平成29年度に26市町村での実施を目標としていますが、平成27年度の実

績は2町という実態です。現状に対する課題認識についてお答えください。

さらに、広域連合が示した保健事業実施計画策定時の健康診査の課題について、健、健診結果を活用した相談会や保健指導まで取り組んでいるところが少ない、保健指導や健康教育については人員に限られる中取り組めていないところもある、また、人員に限られる中実施状況の把握が困難、健康づくり事業においても実施市町村の実情を踏まえた事業内容とした結果、各取り組みについて広域全体での統一かつ効率的な事業実施は困難であると示しておられます。これらの課題をどのように解決していくのか具体的な答弁を求めます。

一方、全市町村100%実施されているのが医療費の適正化を目的とする医療費の通知であります。これが高齢者の健康の保持、増進にどのように役立っているのか、その実態についてもお答えください。

保健事業の推進は、高齢者の実態把握なしにはなし得ません。各市町村が高齢者の健康の保持、増進に取り組める体制を確保し、健康診査の浸透を図ること、早期受診、早期治療の環境整備に取り組んでこそ重症化予防と医療費の縮減にもつながります。連合長はこの立場で国に対して必要な予算を求めるべきですが、いかがですか、お答えください。

最後に、他制度、本日は改定介護保険を取り上げますが、これとの関係でお聞きします。高齢者の健康に及ぼす影響に対する認識を伺いたいと思います。

平成25年度の介護保険の要介護認定者は12万9,000人、そのうち65歳から75歳未満の前期高齢者は約1万7,000人に対し、75歳以上、後期高齢者は約11万2,000人です。そのうち改定された介護保険により、介護給付が切り捨てられる要支援者は3万41人となります。ちなみに、京都市は平成28年度7月1日現在の試算でいきますと約15万人が対象となります。これまでの介護サービスが4月から各市町村の事業に移行する中で、介護事業所の閉鎖が起こる状況が指摘されており、高齢者の生活基盤に変化を生じさせることともなります。このことは、医療の必要性にも影響を及ぼすことが想定されますが、連合会長はどのような認識をお持ちでしょうか、あわせてお答えください。

ここまでを第1質問とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） くらた議員のご質問にお答えをいたします。

保健事業実施計画についてでございますが、これは本計画で定めた健康課題である生活習慣病等の重症化予防、運動認知機能の低下予防、あ、低下防止、低栄養の回避等に向けた生

活習慣病の見直し、口腔機能の低下予防に応じた保健事業を推進をすることで、市町村等における現役世代からの取り組みとの整合性を図り、後期高齢者ができる限り長く自立した生活、日常生活ができるということを目指しているものでございます。えー、当広域連合におき、おきましての健康事業については、ご承知のとおり、市町村と連携した形で進めさせていただいておるというところでございます。

え、この計画は、8項目の事業に対する指標をそれぞれ定めております。幾つかの例を挙げますと、健康診査では受診率を目標値に設定しており、最終23%を目標としているところです。ちなみに申しますと、27年度は20.3%という達成状況でありまして、引き続き目標達成に向けて市町村と連携をしながら、え、取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、いー、健康診査追加項目ですが、最終目標は全26市町でクレアチニン検査を実施するというものでございまして、28年度は24市町で実施しておりまして、目標達成に向けて、これも未実施市町村に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、計画の評価につきましては、学識経験者、医療保険者、医療関係者、被保険者、有識者、有識者等で構成をされます医療協議会に、毎年度各事業の進捗等につきまして、えー、報告をすることになって、えー、おります。

計画の最終年度となる、うー、平成29年度につきましても、事業主体である市町村と協力をしながら目標達成のための、おー、努力を、おー、行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、この計画を策定後も尿酸検査などをですね、追加項目として実施をしてきておりまして、引き続き、いー、今後も市町村と相談をする中で検査項目の拡充等も行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

えー、高齢者の生活習慣病など、重症化の予防についてでございますけれども、一人一人の受診結果に基づいた個別の訪問指導等には、健康増進、重症化予防など、極めて有効であるというふうに考えておりまして、今後ともその必要性が高まってくる分野であるというふうに考えているところでございます。

ただその一方で、えー、この実際の対応を行っていくための財源でありますとか、体制の確保が必要になってくるというところで申し上げるまでもないところでございます。

ま、いずれにいたしましても、高齢者の重症化予防の取組については、平成30年度からの第2期保健事業計画の策定を検討をいたします中で、どのような事業が有効であるのかを事

業主体である市町村と十分相談をしてみたいというふうに考えているところでございます。

え、介護予防、日常生活支援、えー、総合事業の基本的な考え方についての、おー、つきましてはですね、地域包括、地域包括ケアシステムは保険者である市町村などが、あー、地域の独自性や主体性にに基づき、特性に応じてつくり上げていくことが必要であろうというふうに考えております。必要な機会をとらえまして、えー、我々としての意見も述べてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） く、くらた共子議員。

〔1番 くらた共子君登壇〕

○1番（くらた共子君） はい、ご答弁をいただきましたが、えー、もちろん市町村と連携をして進めるというものですし、えー、市町村がどう頑張れるかということだと、しかし、ま、検査項目を、えー、ふやしてきたということは確かに大事なことだと思いますけれども、私が指摘しましたように、国と全国と比べても到達が極めて低いということですね。しかも、29年度の達成目標が23%、ま、これでいいのかということも指摘したつもりでございます。全国水準も低い、一層それを低めている今の京都府の実態がこれでいいのかという、この提起をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

えー、今ご答弁の中でもありましたように、この事業を推進していくにはマンパワーが必要でございます。どことも手が、ま、全く足りないと、一人一人の、えー、健康教育や、そして、えー、保健指導をしていこうと思ったならばですね、各市町村の隅々で生き生きとした地域の活動が行われなければなりません。そのための人的体制をしっかりと確保ができるような予算の措置をしっかりと国に求める、この立場を堅持をいただきたいと思います。給付費を削減するために高齢者の暮らしを顧みない、ま、後期高齢者のこの間の、おー、制度もそうですし、そして介護保険、改定介護保険もその意味での大変重大な問題があります。そして私が指摘しましたように、医療と介護というのは相関するものであります。それらを包括的にとらえて、あまねく府民の健康の保持、増進を図る、この保健事業というのは非常に大切な社会的役割を担うものです。その役割が発揮できるような社会保障制度の充実が府民の願いでありますから、連合長はこの点について改めて認識を深めていただきたいと思っております。ご答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、安心して医療を受けることをできることを基本としながら、一方で、えー、保健事業は保険者機能の一番大切な部分であるという健康づくりを押し進める、していく必要があるというふうに考えております。国の動向が加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態になる危険性が高くなった状態である、いわゆるフレイル、虚弱の対策に軸足が移ってきているところでもございまして、引き続きそのための訪問事業等につきまして、事業主体である市町村の意見や要望を踏まえまして検討される必要があるというふうに考えているところです。

ただ一方で、繰り返しになりますけども、その対応を行っていくための財源、あるいは体制、これの確保は本当に必要になってくるということは申し上げたとおりでございます。被保険者の健康に対する意識づけの問題でありますとか、他の保険者との連携をこれまで以上に深められるように調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 次に、質問の通告がありましたので、発言を許します。

向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） え、皆さん、こんにちは。笠置町選出の向出健です。え、質問通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

えー、かつて、えー、適用されてました旧不均一保険料について質問をさせていただきたいと思います。

この旧不均一保険料は、京都府の平均の医療費と一定以上かけ離れている自治体に適用されていたものであり、えー、原則京都府内の自治体は均一、同じ保険料であるところを特別に低くしていたものです。え、当広域連合でも、この給付費が少ない理由を、主に医療費の、医療資材の偏在にあるというふうに、えー、ご答弁等されております。また、医師の確保については、ただ単に医者募集を呼び掛けても、それだけではなかなか手はならない、難しい問題というふうにも、えー、事務局等のやりとりも含めまして回答をされております。

そこで、えー、質問させていただきますけれども、一つは、えー、旧不均一保険料が適用されていた自治体の医療費の給付、それは向上しているのでしょうか。その実態、えー、お示してください。

また、医療の資材、えー、そうした偏在があると、格差があるというふうにお答えをされ

ていますけれども、この是正、今後どのように進めていかれるのか、また医師の確保等についても難しいというだけではなくて、具体的にどのような手段をもってその確保に取り組んでいかれるのか、この点について答弁を求め、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 向出議員のご質問にお答えします。

不均一保険料につきましては、平成20年の制度開始に当たりまして、新制度への円滑な移行を図るため6年間の経過措置として設けられたものでございまして、既にこの経過措置は平成25年度をもって終了いたしましたところでございます。

現時点における旧適用市町村の医療給付費の状況についてでございますが、年度によって変動は、あー、ありますものの、今なお、おー、地域格差は見られるというのが実態でございます。

本広域連合といたしましては、これまでから申し上げておりますように、医療給付費の地域格差の要因は、医療資源の偏在にもあるというふうに考えておりますが、これまで国や京都府に対しまして、その解消に向けた取り組みについての要望を行ってきたところでございまして、今後とも引き続き対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） えー、2回目の、おー、質問をさせていただきます。

今、ご答弁ありましたように、年度によって変、あの、変動はあるものの、なお、ま、格差は、あの一、見られるということで、えー、ご答弁がありました。えー、この、えー、不均一保険料は、えー、制度開始の2008年から始まりまして6年の経過措置ということで、2013年度をもって終了となりました。しかし、もともとこの旧、不均一保険料は、医療費は低いのに高いところと一緒にのところの保険料を払うのはどうなのかと、そういったところから始まったと思います。この医療費の、おー、低い状態がそのままなのにかかわらず、旧不均一保険料は廃止をされました。当広域連合も、不均一保険料の適用、継続、また財政措置を求める要望を厚労省や京都府へしているという過去の経緯があります。えー、先ほどの短期証のところのご答弁でも、公平性という観点を述べられました。医療費は低いのに、えー、保険料だけはほかのところと同じものを払うというのは、まさにこの公平性の観点からいつ

でもおかしいのではないかと、医療費の、あ、医療の資材の偏在が現在、現実存在している中では、やはり不均一保険料の再実施をするべきではないかと考えます。

そこでお伺いをいたしますけれども、不、旧不均一保険料の再実施を、また国や府や、府に対して求めていく、さらにそれが難しい場合でも、当広域連合として特別の財政措置を独自にとってやっていく、そういうお考えはないのでしょうか。その、えー、実施を強く求めまして、2回目の答弁、あ、質問とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 不均一保険料の復活をというお話でございますが、本広域連合におきましては、経過措置の終了に当たりまして、国に対して京都府及び他府県の広域連合とともに継続されるよう強く要望を行ってまいりましたが、国はあくまでも激変緩和措置であるとして継続されなかったというのが実情でございます。

また、激変緩和の措置が終了することで、したことで、本広域連合が独自に不均一保険料に係る支援策を講じるには、これまで申し上げてきましたとおり、その財源として適用地域以外からの保険料等、新たな負担が生じることとなり、その理解を得ることが困難であるということから、これ以上の激変緩和措置終了後の同等の施策は継続しないというふうにされたところでございます。

なお、お一、現時点での旧適用市町村に配慮した支援策としては、肺炎球菌ワクチンの予防接種の個人負担分の助成が実施をされているというところでございますし、また、医療費の地域格差が生じている医療資源の偏在につきましては、その解消に向けた取組の強化でありますとか、地域の実態を踏まえた支援策を京都府等に対して要望してきているところでございます。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） 久御山町選出の巽悦子でございます。

え、通告に従いまして、一般質問を行います。

本日は、三つの点からお尋ねしたいと思っております。

一つは、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆる

社会保障改革プログラム法についての見解。

二つ目には、高額療養費及び高額介護合算療養費制度の見直しに伴う被保険者への影響。

三つ目には、今後の後期高齢者医療保険制度の運営についてお尋ねをさせていただきます。

まず、社会保障改革プログラム法に伴う被保険者の負担についての影響についてお尋ねいたします。

このプログラム法が成立した2013年12月5日以降、同法に基づいて持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立をいたしております。えー、その応じて順次医療制度の見直しも行われているところでもあります。

そこで以下2点お尋ねいたします。

一つ目は、社会保障改革プログラム法の成立によって、この間の制度の見直し、そして及び今後予定されている見直しについてお答えください。

二つ目には、またこうした見直しによる被保険者、保険者への影響、いわゆる負担の増えたことについては、あの一、ついて広域連合としてはどのようにお考えでしょうか。

次に、高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度の見直しによる被保険者への影響等についてお尋ねいたします。

え、厚生労働省は、2017年度以降の社会保障制度見直しとして、70歳以上の医療費の自己負担上限額を引き上げる方針を示しました。えー、今年1月12日に開催されました全国後期高齢者医療広域連合事務局長会議においては、今後の医療制度見直しの、見直しのスケジュールも示されたようでございます。

そこで以下二つ、2点お尋ねいたします。

一つは、高額療養費制度及び高額がい、介護合算療養費制度の見直し理由について、国からはどのような説明を受けておられるのでしょうか、お答えください。

二つには、昨年国に提出されました全国後期高齢者医療広域連合協議会、え、2016年11月7日付の要望書に、高額療養費制度及び窓口負担の見直しについて、高齢者の受診行動に影響を与える制度改正は行わないこととして制度改正の検討、中止を求めています。

そこで、先ほども、とまた同じになるんですけれども、こういったこの全国後期高齢者広域連合協議会が求めていると思われる、求めているその被保険者の影響とはどういうことなのかお聞かせください。

三つ目には、えー、次に、い一、後期高齢者医療広域連合の運営について、この間の国や京都府に提出されました要望書によりお尋ねいたします。

本広域連合独自として京都府への要望を行っていますが、とりわけ国に対しては、あ、医療費高騰に伴う広域連合への財政的支援、最近では低所得者などへの保険料軽減特例制度の維持などを求めています。

そこで、以下3点をお尋ねいたします。

2008年度の制度開始以来、以降、全国後期高齢者医療広域連合協議会による国への要望で、依然としてまだ課題として残している内容についてお答えください。

二つ目に、国に対し、くに、国民健康保険制度改革における都道府県と市町村の新たな役割分担を踏まえ、後期高齢者医療制度についても都道府県の役割を重視する見直しを行う、将来的な保険制度統合化も検討すること、これは2015年6月10日に提出された要望書であります、この詳細な説明を求めます。

三つ目には、京都府に対して、医療費の地域間格差、先ほどもご答弁がありましたけれども、重複いたしますが、よろしく願いいたします。

えー、地域間格差の医療資源の偏在等を推測されるとして、その解消への取り組み、実態に応じた支援を求めています。これは2015年と2016年度に京都府に本広域連合から求めている要望書であります、京都府からは今後の改善策示されたのでしょうか、お答えください。

以上で1回目の質問は終わります。

○議長（繁 隆夫君） 佐々木広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、それでは、あー、異議員のご質問にお答えいたします。

えー、まず、うー、医療制度の見直しについてでございますが、あー、急速な、あー、少子高齢化、あー、の進展のもとに、持続可能な社会保障制度の構築に向けた検討が進められてきたところでございます。えー、社会保障、おー、審議会医療保険部会等におきましても、具体的な検討が進められてきたものというふうに、いー、認識をいたしております。

えー、ご承知のとおり、後期高齢者医療制度に係る主な事項といたしましては、あー、高額療養費の自己負担、えー、限度額の見直し、また入院時の食事療養費、いー、等の見直し、えー、紹介状なしの大病院受診時の低額負担の導入、また、あー、保険料の軽減特例、えー、予算措置の見直し、えー、そして、えー、患者申出療養の創設などについて、えー、議論されてきたところでございますが、ところでございますが、えー、29年度からの制度見直しといたしましては、高額療養費の自己負担限度額の段階的な引上げ、また、あー、高額介護、お

一、合算制度の限度額の引き上げ、え一、入院時の食事代の段階的引上げ、え一、後期高齢者、あ一、医療保険者、あ一、保険料の軽減特例のうち、低所得者に係る所得割の軽減割合、え一、及び、い一、元被扶養者の、お一、均等割の軽減割合の段階的な引下げの実施が予定されておるといふふうに承知しております。

え一、一方で、後期高齢者医療保険料軽減特例のうちの、お一、元扶養者の所得割につきましては、あ一、賦課開始時期を引き続き検討するとされておりました、また、あ一、低とく、所得者に係る均等割の、お一、軽減特例につきましては、介護保険料軽減の拡充や年金生活者、あ一、支援給付金の支給と合わせて見直すといふふうにされておりました、え一、今回はこの実施が見送られておるといふところでございます。

え一、今回、今回の制度見直しの影響について、え一、でございますが、え一、世代、世代間、また世代内の負担の公平や、え一、負担能力に応じた負担を求めるといふ観点から、あ一、低所得者に配慮した上で見直しがなされたものと、お一、認識をいたしております。え一、将来にわたる国民皆保険を堅持し、また持続可能な医療保険制度となるように、え一、見直されてる、見直されるということは重要であると認識をいたしております。

え一、当広域連合といたしましても、お一、これまでも申し上げておりますが、あ一、今後とも国の動向を、お一、注視しながら、あ一、関係機関とも連携をとりながら、あ一、制度の見直しに当たっては、あ一、被保険者に急激な、あ、負担が生じないように、え一、そしてまたそれぞれの現状に寄り添った措置が講じられるように、い一、必要な意見も述べていきたいといふふうに考えておるところでございます。

え一、次に、高額療養費及び高額介護合算療養費制度についてでございますが、あ一、ご承知のとおり、これまで後期高齢者を含む70歳以上の高齢者は、それ未満の世代と異なる基準で運用されて、え一、まいりました。今回、世代間の、お一、負担の公平、また負担能力に応じた負担のかい、え一、観点や見直しに伴いまして、負担増となる方への激げ、激変緩和を考慮し、さらに、え一、低所得者への配慮を行った上で現役世代と同様の取り扱いがされると、なったといふふうに、い一、承知をいたしておるところでございます。

え一、次に、被保険者へのえいき、影響でございますが、先ほども申しましたが、世代間の公平の、お一、負担の公平、また負担能力に応じた負担の観点から、能力、負担能力のある方につきましては、現役世代と同様の取り扱いとしながらも、激変緩和が図られ、これまで、え一、一方でこれまでからの、え一、低所得者への配慮は継続されているといふふうに認識をいたしておるところでございます。

えー、次に、全国広域連合協議会への、おー、国への要望についてのご質問でございますが、あー、後期高齢者医療制度につきましては、あー、高齢者に対する適切な医療の給付等を行うため、必要な制度として創設され、えー、間もなく10年を迎えるという、うー、ことでございます。

えー、本広域連合といたしましては、健全かつ円滑に制度が運用すること、これを責務と考えております。えー、これまでも、おー、国に対しまして安定した制度として継続できるよう、その時々、いー、の課題につきまして、えー、全国協議会とも連携いたしまして、えー、要望をしておりました。ま、さらなる今後の制度改善につきましても、引き続き、いー、必要な要望も行っていきたいというふうに考えております。

えー、この中身についてのご質問でございますが、あー、全国協議会の要望でございますが、保険制度の統合化、国民健康保険また後期高齢者医療について、えー、でございますが、ご承知のように、平成30年度から、あー、国民健康保険における財政運営の責任を都道府県が担うということをおー、踏まえながら、類似しますこの後期高齢者医療制度につきましても、おー、今後の医療保険制度の運営のあり方についての検討がなされますように要望されておるといふふうに承知をいたしておるところでございます。

えー、また医療給付費の、おー、地域格差につきまして、えー、この解消に、えー、つきましては、先ほど、おー、副連合長のほうから向出議員に答弁申したところでございますけれども、私ども、おー、広域連合にとりましても、この解消は、あー、重要な、あー、課題であるというふうに認識しておりまして、今後とも、おー、国、府に対しまして、おー、ご要望をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（繁 隆夫君） 巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） それでは、あの一、2回目の質問をさせていただきます。

え、先ほど来を、あの一、聞いておりましたら、ま一、しきりにおっしゃったのが、あの一、負担の公平という言葉をおっしゃいました。で、あとは、あの一、持続可能な、この、医療保険制度をつくるためには、今国がこれから行おうとしているところは、ま、ま、いか、致し方がないと、ただし要望はしていくというようにしか受けとめないような答弁でもありました。そこでね、あの一、先ほど来、あの一、ま、低所得者の方には、あの一、厚い配慮をしているけれども、負担の公平ということで大分しきりにおっしゃいましたけれども、実

は、あの一、厚生労働省が、あ、介護保険制度の実態調査を、え一、去年の11月に行って、それを今公表しているんですけども、その中で、え一、京都の部分も載っております。一つは、介護サービスの受給者、介護サービスを受けている方は75歳から、75歳以上ですね。え一、その方が約全体の86.5%、昨年度の同月比でも、は85.9%上がっています。また、要介護度別ではどうかという資料においても、要支援1から要介護5に当たっても、75歳から85歳の方たちが約8割以上、主にこのサービス利用者と同じ比率があると、先ほどから、ま、確かに年金の所得の話はありましたけれども、ご存知のように、え一、介護保険の利用料も負担が所得のある一定の方は2割、この間閣議決定をされたのでは3割やろうかというところまで来ています。そうなってくると、一概に負担の公平負担の公平と言うけれども、介護保険料としてどれだけ支払っているのか、どれだけ負担が出ていっているのか、年金の目減り、ま、そういうことと合わせて物価の引上げ、そういうことも踏まえた中で負担の公平っていうのは連合、ここの広域連合としてはしっかりと国に調査をした中で国に言っていきべきじゃないかと思しますので、私は一つ提案として、まずは実態の調査、今、あの一、社会保障のプログラム法によって医療と介護の改悪がどんどん行われている、その中でどのように今生活が大変になっていくのか、引上げてもよいのかどうか、そういうところをしっかりと調査をして、その調査結果を国に突きつける、全国の広域連合協議会と一緒にやっていくと、そういう方向性が今大事なんじゃないかというふうに思いますので、え一、連合長の見解を求めたいと思います。

それから、高額療養費見直しのところでも負担の公平をおっしゃいました。実は、あの先日、え一、2016、この広域連合のところに問い合わせをしまして、2016年の12月末の、え一、いわゆる現役並みの方はどれだけいるのか、また、一般、今後引き上げとなる方はどれだけいらっしゃるのかっていうことをお聞きしました。現役並みの方は全体のこの京都の広域連合では6.6%、そして一般の方は45.3%、いわゆる50、はんじ、半分以上の方が今後負担の引き上げによって影響を受けていく、さらには先ほど言いました、こ、介護保険の利用料も上乗せをしてくると、ますます負担がふえるんじゃないかと思うんですけども、ま、今国のほうにも要求は続けていきますと言っておられますが、この分についても、しっ、あの一、負担の公平の考え方を、かえ、変えていただかなきゃならないんじゃないかというふうに思いますが、考えはいかがでしょうか。

え、それから、あの一、国への要望のところですけども、先ほどからおっしゃってた円滑、2008年から制度が始まって円滑な制度としてやっていくためにも、ま、非常に広域連合

ももちろん重要だし、この制度も重要だとおっしゃっていますが、私この間の広域連合ぜん、全国協議会から国に要望を出していることをずっとピックアップしてみました、必ずおっしゃっているのが財源の支援、それからまだ今であれば、えー、低率、減税、軽減でいい、軽減特例の見直しは、あの一、余りやめてほしいと、負担のないようにしてほしいとか、いうことがありまして、財源が非常に厳しいから国に対してもそれだけ何度も何度も要望を出しているんじゃないかと、いわゆる本当に円滑に進んでいる運営の状況であるのかどうか、私は非常にここは今の答弁では納得がいきませんので、この円滑でなおかつ継続できる制度として考えておられたという、そこの答弁の根拠として教えていただ、ま、あの一、お答えいただきたいと思います。

それから最後に、ですけれども、二つあります。

一つは、順が不同になりますけど、京都府への、えっと、状況を私は、改善策は示されたのでしょうかとお尋ねしました。今の答弁では、あの、いろいろと答弁はいただいていますけれども、まだこれから今後も要求していきますということですので、そこのところの改善策は示されたのか、示されていないのか、そこのところをはっきりと答えていただきたい。

それから、あの、今後の国民、この後期高齢者医療制度の方向性ですけれども、先ほど聞いていましたら、あの、ま、検討をしていくと、いわゆる広域連合の全国協議会としては、えー、国保と同じように、と、都道府県化を求めているということで理解したらよろしいんですか。そういうふうには検討していくということによろしいのか、そのところを確認をとりたいたと思います。私どもは、私はその今はもう後期高齢者のこの制度、本当に破綻にきているというふうには思っておりますので、見直しではなく、元のところへ戻すと、老人保健に戻すということを最後に申し上げて、質問を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 佐々木広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、それでは、異議員の再質問にお答えいたします。

えー、まず、うー、ま、根幹的なこの後期、いー、高齢者、あー、医療につきましての、おー、制度につきましては、あー、先ほど来申しておりますように、この制度が、あー、円滑に健全に運営されるということが私どもの責務であるというふうには考えております。ただ、あー、こういった中でその制度の根幹にありますものは、あー、この負担の割合、これはご承知のとおり、国、いー、そして京都府、また、あー、保険者や現役世代で持ち合おうというこの制度の性格でございます。えー、こういった中で保険者の皆さん方の私どもの立場に

立ちますと、当然、先ほど申し、いー、上げ、また、あー、巽委員が、あー、このご質問の中でも申していただきましたような、あー、要望を今日までも続けてきたというのが、あー、現状でございます。こういった、あー、中におきまして、おー、さまざまな、あー、要望を、おー、繰り返しになりますので、えー、差し控えさせていただきますが、私はこの、おー、10年間という、うー、この制度が円滑に運営してきた、保険者の皆さん方や、またご関係の皆さん方のご理解や、あー、ご協力のもとで、えー、運営されてきたというふうに考えておりますので、えー、先ほど申しましたような、あー、急激な、あー、制度の変更によります、うー、負担の、おー、急激な増といったもの、また、あー、制度が円滑に継続できないというふうな課題、えー、こういったことが生じないように、えー、国に対して、また京都府に対してもおー、要望をしていくと、おー、いう立場で努力をしていきたいというふうに、いー、考えております。

えー、また、おー、京都府に対しまして、えー、医療資源の偏在の問題につきまして、えー、京都府としてはどうなのかということでございますが、私から、まー、あー、京都府のおー、対応について、えー、直接お答えする立場にはないわけでございますけれども、おー、京都府におきましては、あー、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度、これを、えー、見据えまして、えー、医療需要を推計し、地域の実態に、いー、見合った医療提供体制の構築を目的として、地域の、おー、医療提供体制の将来あるべき姿、また、いー、地域医療ビジョンを今後、おー、選定されるというふうに聞き及んでおるところでございます。

まー、あー、こういうふうな中で、私どもの立場といたしましても、京都府さんが、あー、それぞれ、えー、医師確保、おー、医療施策、それぞれ、えー、努力をしていただいておりますというふうに認識をいたしておるところでございます。

えー、それと、おー、ま、あー、全国の、おー、えー、え、全国協議会におきます、うー、要望についての、おー、ことでございますけれども、おー、これはあの一、おー、繰り返しになりますが、あー、平成30年度から国民健康保険における財政運営の責任を都道府県が担うということになっておること、を踏まえまして、えー、後期高齢者医療制度につきましても、今後の医療保険制度の運営のあり方について検討なされるよう要望しておるというふうに、いー、認識しておりますので、えー、ご承知置きいただきたいと思っております。

以上でございます。

〔「答弁漏れですけども。実態調査はしないということでよろしいので

すか。それを答弁していただけますか。」という人あり]

○議長（繁 隆夫君） 佐々木広域連合長。

[広域連合長 佐々木稔納君登壇]

○広域連合長（佐々木稔納君） あ、あの、どうも失礼いたしました。

あの一、実態調査、あ一、についてのご要請でございますけれども、ま一、あの一、これは広域、い一、後期、え一、後期高齢者、あ一、医療制度だけ、え一、のみならず、う一、先ほどご質問の中でもありましたように、さまざまな制度との兼ね合いの中で、え一、そういった、あ一、実態調査の必要があるんじゃないかというふうなご質問であるというふうにも受けとめております。ま一、そういうご意見も踏まえて、え一、全国の協議会の中でも、お一、協議をしていきたいというふうを考えております。え、現在、京都府の広域連合として、え一、実態調査をする予定はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） 以上で一般質問を終結いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。ただいま、え一、2時54分でありますから、え一、1時、3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時5分

○議長（繁 隆夫君） え一、ただいまから会議を再開いたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第7、議案第1号、平成28年度一般会計補正予算（第2号）、日程第7、つきましては、質疑通告の、通告がありましたので、発言を許します。

なお、質疑時間、質疑の時間は再質問を合わせて20分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） 久御山町選出の巽悦子でございます。

通告に従いまして、議案第1号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして質問をいたします。

質問は、人間ドック等の市町村別費用助成（特別調整交付金2億4,828万4,000円）について、以下3点お尋ねいたします。

一つ目は、本広域連合の保健事業の観点から、人間ドック等への助成についての考えをお尋ねいたします。

二つには、えー、平成27年度以降、市町村への全額助成を一部助成に変更をしていますけれども、助成内容の変更についてお尋ねをしたいと思っています。

え、久御山町の場合、先日、担当課の聞き取りでは、2013年、平成25年度までの広域連合からは全額補助があったと聞いております。そして2014年、平成26年度より交付基準額が設けられ、2015年、平成27年度は人間ドックの基本項目と脳ドック等のオプション項目に配分をしていたということであります。

え、そこで、2015年の平成27年度以降、市町村への全額助成を一部助成に変更していますけれども、その助成内容の変更とその理由についてお尋ねをいたします。

えー、三つ目には、人間ドック、脳ドックへの受診者は、がん、増加傾向にありますけれども、助成の減額については各市町村の意見を聞いた、または協議をした結果であるのでしょうか。

以上、3点の質問をいたしまして、1回目の質問は終わります。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 巽議員のご質問にお答えします。

人間ドック等の市町村別費用助成についてであります。国の特別調整交付金の交付基準に基づき、被保険者が人間ドック等を受診した場合の自己負担分を除く費用について、市町村からの実施計画の内容を国に申請し、決定された額を市町村に対して補助するものでございます。

えー、市町村への全額補助を一部補助に変更している理由でございますが、平成26年度から国の交付基準が改められまして、人間ドック等の費用助成の事業に上限が設定をされたところでございます。

これにより、平成27年度は各市町村の計画額が人間ドック等の費用助成に係る国の交付基準額を超えましたために、大半の市町村で共通する補助内容でございます人間ドックの基本項目を補助基本額として優先的に実施できるよう配分するという事にいたしました。

また、平成28年度におきましても、人間ドックの計画額が国の交付基準額を超えていることから、同様に調整をすることとなっております。

次に、人間ドック等費用助成の実施に当たっては、あ一、市町村の意見を聞いたのかというご質問でございますが、国から通知内容をその都度市町村に連絡を差し上げるとともに、市町村担当課長会議においても協議をさせていただいたところです。

え一、この補助事業の継続につきましては、限られた予算の範囲で、できる限り市町村間の公平性を考慮した上で各市町村に補助することとしてまいりたいというふうに考えております。

私どもといたしましては、お話の人間ドックを含めまして、一般の健診でありますとか、歯科健診など、総合メニューを活用していただきながら、さらには検査結果に基づく個別相談でありますとか、ほう、訪問指導等にもつなげるべく高齢者元気づくり、健康増進に寄与してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

え一、お話を、あの一、ま、答弁いただきましたら、ま、結果的に言えば、国の、あの、方針のとおり、もうそのまま実施せざるを得ないという形でございます、あの、お話の内容ではね。で、あの一、やっぱり私は思うんですけれども、ま、国民、ま、地元の国民健康保険であれば、あの一、脳ドックとか人間ドックとか独自でこうやっているわけなんですけれども、こういった一旦、あの一、後期高齢者医療として分けられた中でね、その方たちを国民健康保険制度と同じように、被保険者と同じように、あの一、状況でやっていただこうと思ったら、結果的には独自策を市町村でとらざるを得ないということでございます。先ほど一般質問のところでも、あの一、議員のほうから、あの、保健事業をどうするんだという、今後どうしていくんだということで保健計画も、もちろん広域連合としてもされている部分ですけれども、やっぱり高齢化が進むにつれて脳ドックとか、ま、そういった非常に重要な検査であるし、やっぱりなかなか、あの、調査、診察の費用が高いものですから、行きたく

でも行かないという方が増えています。ま、そういった機会を増やす意味でもね、先ほど国の通知の内容が、あの、あるので限られた中で市町村で配分しているんだということござい、ありますけれどもね。やっぱりまずは先ほど言いましたように、実施計画、まあ、い、それに基づいた中でやっていくということなんですけれども、この広域連合として、この保健事業をどう進めていくのかっていうのをしっかり位置づかせて、確かに先ほどの個別訪問も、訪問指導もやっていきますということですが、では、この間、訪問指導をやってきたのかということと、それから今後どういうふうな形で個別訪問をしていく計画があるのか、ま、先ほどの保健事業の答弁と重なるかもしれませんが、改めてそのところを聞きたいと思います。いわゆる後期高齢者医療の被保険者の方は、その人の健康をこの広域連合に委ねているわけですから、この委ねられた広域連合としてどうしていくのかっていう、その立場はしっかりと位置づきながら答弁をいただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、今後の健診等の課題、人間ドックを含みます健診の課題と、あるいは対応の方向等につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

人間ドック等の費用助成について、国がもっと積極的に予算を増やすべきだというお話であらうかというふうに思います。えー、人間ドックに係る交付金の増額はですね、国においても限られた予算の中、あるいは、あー、フレイル対策にも移行してきているということの中でですね、かなり厳しい状況にはあるということではありますが、精一杯健診を活用いただいて、えー、健康の増進に努めてまいるといふ所存でございます。どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（繁 隆夫君） 以上で質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

齋藤和憲議員。

〔26番 齋藤和憲君登壇〕

○26番（齋藤和憲君） 南山城村の齋藤和憲です。

議案第1号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計ほせ、補正予算に関し、反対討論を行います。

まず、市町村への、人間ドック費用の補助は、受診者の増加の傾向に比べ少ないと思っております。また、税番号制システ、シス、システムに整備補助金に1,721万2,000円が補正されていますが、これはマイナンバー導入のセキュリティー対策費です。この補助金は、マイナンバー導入をされるために必要な金額であり、導入しなければ必要ありません。そもそもマイナンバー制度は今までに申請者の顔写真と住所、氏名が一致しない2,600万のICチップの不具合、個人情報流出の、け、流出が懸念される、マイナンバーがなくても運用できるなど、さまざまな問題を抱えております。私はこのようなさまざまな、ナ、ナンバー、問題を抱えるマイナンバー導入をやめ、その予定の補助金を国民生活向上のために使用すべきだと考えております。よって、この第1号議案に対しては反対をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第1号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。

表決数については事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 賛成19票、反対6票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 次に、日程第8、議案第2号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第9、議案第3号、平成29年度一般会計予算、ごめんなさい、もとい、だい、日程第9、議案第3号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合一般、一般会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

なお、質疑の時間は再質問を合わせて20分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） ただいま議題となっております議案第3号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、議案、えー、質問をいたします。失礼いたしました。前後いたします。久御山町の巽悦子でございます。

まず、この質問をいたしますのは、社会保障・税番、税番号、いわゆるマイナンバー制度導入に伴う事業内容についてであります。マイナンバー制度は2016年1月よりスタートしまして、その後、この7月からは本稼働ということで各自治体でも作業をさ、進めております。しかしながら、このスタートいたしましたその直後から、カード管理システムの中継サーバーに障害が発生するなど、個人番号カード交付業務に支障が出るようなトラブルが続いています。しかし、国のほうでは、そうしたトラブルが続いていたにもかかわらず、自治体等は先ほど申しましたように、今年、し、7月から本格稼働に向けて準備を進めており、本広域連合においてもそれに向けたマイナンバー制度開始に伴う整備費として、平成28年度の補正予算では、先ほどありましたように1,721万2,000円が交付があり、本予算案では、ことし7月から運用するための新規事業、維持、運用、保守経費等として3,400万円を計上しています。

そこで、以下その5点についてお尋ねいたします。

まず、維持、運用、保守経費として3,400万円の使途予定について詳細の説明を求めます。

二つ目には、国及び府下自治体とのシステム運用の連携等があればお答えいただきたいと思えます。

三つ目は、2016年12月5日から、へいせ、2017年1月13日の間、意見募集した「特定個人

情報保護評価書（全項目評価書）」（案）についてお尋ねいたします。

一つは、中間サーバーにおける本人確認及び情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供では、委託先の社会保険、社会保険診療報酬支払基金が中間サーバーの運用、保守業務を再委託することができるかと私は読み取りました。そこで委託先及び再委託先について、その、また、その事業内容とその委託をするその理由の説明を求めたいと思います。

二つ目には、その他にも委託先、または再委託先はあるのかどうか、あればその説明もお願いいたします。

三つ目には、昨今報道されている他団体からの個人情報の漏えい事象は他人事ではありません。取り返しのつかないためにも、本広域連合における被保険者の個人情報漏えい対策及び二次被害対策についてお答えい、いただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 巽議員のご質問にお答えします。

中間サーバーの維持、運用、保守経費についてであります。委託する事務を行うシステムエンジニアの経費でありますとか中間サーバーの機器更新の積み立て等を、お一、予算化したものでございます。現時点では被保険者数を勘案をした概算の数値となっております。

ちなみに、一、中間サーバーについてのご説明をさせていただきたいと存じます。

広域連合は、保険者として情報提供ネットワークに接続をいたしますが、細かな、あー、小さなですね、保険者を含めると、1,800もある保険者がそれぞれの機器で準備するコストもかかるということのために、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会が取りまとめ機関となりまして、取りまとめ機関に中間サーバーと呼ばれる大きなサーバーを構築をし、全ての保険者の情報を統括し、そのサーバーから情報ネットワークや地方公共団体情報システム機構に接続するという形になっております。

システムの運用とセキュリティーについてのお尋ねですが、現在、後期高齢者医療のシステムに関しましては、マイナンバーを取り扱う標準システムにおける市町村との連携は専用線を利用しております。一般的なインターネット回線とは完全に切り離しております。この専用線は、制度運用開始以降、許可された端末からの通信以外を遮断をするという措置がとられております。外部からの侵入は困難だというふうに考えております。

中間サーバーの維持、運用、保守についてでございますが、支払基金と国保中央会で構成

をされます取りまとめ機関が運用するということになりますので、これを委託先に予定しておりますが、この取りまとめ機関がその実務をなお外部に再委託をすることもあるというふうに聞いているところでございます。

また、これまでに、いー、被保険者情報を取り扱う標準システムの運用、保守の業務を委託している業務につきましても、マイナンバーを取り扱うということになります。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） 巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） それでは、2回目の質問をいたします。

えっと、あの、最初の一般会計28年度の補正予算のときの説明で、たしか連合長のほうが情報提供ネットワークシステム、これは、まあ、国が運営するというふうに説明をされました。で、先ほどのご答弁の中でも、まーあの一、社会保障診療報酬のその支払基金とか、ま、国保中央会の取りまとめも情報提供ネット、1,800あるのも、ま、中間サーバーをそこに置きながら、あの、一点集中してやっていくということでありましたね。私は非常に、私だけではなく、よく多くの専門家も言っているんですけども、情報が一極集中にするっていうのは非常にこう危険があると、この間いろいろと、こう一つ情報が漏れたら全て漏れてしまうというそういう危険性があるんですけども、今のご答弁、私の勘違いだったらまた訂正いただいたらいいんですけども、私が聞いた中では、ま、国が、じょう、れん、運営する情報提供ネットワークシステム、ここにも5社がたしかね、ま、委託されているんですけども、そういうところに集中していくと、ま、そこからまた情報もいただくということが、あの、非常に私は気になっているところです。例えば、あの一、地方公共、公共団体情報システム機構というのがあるんですけども、その中、そこでもいろいろとこの間、制度始まって以来トラブルを起こしてて、えー、基本台帳の番号がとれなくなるということが起こったりとか、で、えーと個人情報、国の個人情報保護委員会が、あの一、28年の10月12日に、この、事故とかをまた上半期、平成28年度の上半期を、ま、まとめた事故とかまとめたのが、ま、ホームページとかでネットアップされているんですけども、あの一、多くの問題として545件ですか、マイナンバーの苦情あっせん相談のも、窓口があったりとか、えー、ダイヤル情報を質問に対する情報も、あ、一年間、半年ですか、半年で3,297件もあるとか、非常に多くの方が懸念をしているところでもあります。え、実際に事故も起こったりもしているわけですけども、この、これだけ情報が行き交う中で、ま、確かに専用線をしているとい

うことだから安心と言われればそれまでかもしれませんが、これを安全性を構築するために、先ほど、あの一、一般会計の補正予算のときに反対討論もありましたけど、たくさん税金をつぎ込んでやっていくと、そういうことが本当に、まー、安全。

〔「質問に入って。質問に入って。一般質問聞いとるんちゃうやん。」
と言う人あり〕

○20番（巽 悦子君） 質問に入る、はいはい、わかりました。

そしてね、あの一、私が言っているのは、一つは、そういう状況であるから、本当に個人の情報が守れるのか、そのことを一つお聞きしたいと思っています。

それからもう1点は、きゅう、この広域連合が出していますホームページのところに、えーと、平成28年度1月、8年1月から、あ、資格取得とか喪失の届けにはマイナンバーの記入が必要ですよというふうにホームページに書かれていますけれども、実際これを受付するのは各市町村であります。えーと、その市町村では、今はマイナンバーを記入しなくてもよろしいということになっていますので、そここのところの、ところはどうなっているのかというこの2点をお聞きしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（繁 隆夫君） おか、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、先ほども答弁いたしましたように、これまでから個人情報の取扱いには万全を期しておるのが実情でございます。システムの、お一、物理的、技術的な対策とあわせて、委託業者には個人情報保護に関する秘密保持を義務づけておりますし、当広域連合職員に対しましても、個人情報保護を含む情報セキュリティーについての研修など、随時必要に応じて実施をしてきているところでございます。

また、標準システムやマイナンバーの、お一、接続などのログインあるいはログアウトした職員の記録を必要に応じて確認をし、不正な運用は行われていないかを確認をするということにしておりますし、マイナンバー等の特定個人情報の委託業務は、委託先、委託元である広域連合もその管理責任を負うということになりますので、相手先のセキュリティーや安全管理措置を確認する権限がございまして、適切に対応していく所存でございます。

市町村との関係におきましては、えー、中間サーバーにおいてはですね、被保険者枝番という番号を作成し、その、お一、枝番をキーとして情報提供ネットワークでの収集を行うというふうにされておりますので、その辺は、あ一、セキュリティーの関係は問題がないだろ

うというふうに判断しておるところでございます。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

朝子、な、直美議員。

〔19番 朝子直美君登壇〕

○19番（朝子直美君） こんにちは。大山崎町の朝子直美です。

えー、第3号議案、平成29年度京都府後期高齢者こう、医療広域連合一般会計予算に、えー、反対の討論をさせていただきます。

えー、この会計に反対します一つ目の理由といたしまして、以前、私がこちらの議会の一員でありましたとき、議論のテーマとなっておりました不均一保険料の存続を願う府民の願いが当該予算に反映されていないということがあります。えー、先ほど一般質問でも取り上げられておりましたけれども、現状として府内での医療格差があるにもかかわらず、保険料が均一であるというのは、やはり行政として公平性を担保していないものと思います。この問題の根本的な解決のためには、どこに住んでいても安心して医療にかかれるよう国あるいは府が責任を果たすべきということは言うまでもありませんし、本広域連合としても国や府にこの点を要望されているということも承知しております。であるならば、後期高齢者医療の保険者としてその基盤が整うまでは保険料に配慮すること、あるいは国の枠組みの中でこれが叶わないのであれば、独自の相当な支援を行うべきだと考えますが、そうした対策がとられておりません。

えー、二つ目には、えー、保険者機能向上の取組といたしまして、全件医療費の通知など、被保険者に対して医療抑制、病院に行くことを控えるように促すようなあり方は改めるべきだと考えております。

また3点目といたしまして、えー、先ほど来出ておりますけれども、マイナンバーシステムの本格運用にかかわる経費が今回計上されております。えー、被保険者にとって何らプラスになることのない情報漏えい等の懸念のあるもののために多くの経費を費やすのではなく、少しでも被保険者の負担軽減や健康増進に役立つことに税金を投入していくべきであるという、活用していくべきであるということも理由といたしまして、えー、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第3号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、
てを、表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。

表決数について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 失礼します。賛成19票、反対6票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 次に、日程第10、議案第4号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許
します。

質疑の時間は再質問を合わせて20分以内となっておりますので、ご協力を願います。

巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） ただいま議題となっております議案第4号、平成29年度京都府後期高
齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして質問をいたしたいと思いを
ます。

久御山町の巽悦子でございます。

質問は、高額療養費、高額介護合算療養費の申請漏れ対策についてであります。

えー、昨年8月議会答弁では、実際のところ申請しない理由を把握するのは困難ではあ
るが、広域連合として今後とも引き続き制限の周知と市町村と連携した取組を行いたいと述
べておられます。

えー、2017年度一般会計予算では、市町村との連携強化事業を取り組むとありますので、
後期、高額療養費及び高額介護合算療養費の申請漏れ対策として本広域連合と市町村とど
のような取組を今後考えられておるのかお答えいただきまして、1回目の質問といたします。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、巽議員のご質問にお答えしたいと思います。

高額療養費や高額介護合算療養費の申請漏れを防ぐ対策とのことでございますが、高額療養費につきましては、支給対象となった時点で被保険者にその都度案内文を送付し、申請を勧奨し、なお申請されなかった方につきましては、翌年の11月頃、頃に改めて再勧奨をしております。また、高額介護合算療養費におきましても、同様に申請勧奨及び再勧奨を実施してきているところでございます。え、今後とも引き続きですね、えー、制度の周知等、市町村と連携した取り組みを行ってまいり所存でございます。

なお、一般会計予算の中で述べております市町村連携強化事業は、保険者機能の向上のための市町村における健康事業及び広報事業に対しての補助金を指ておるものでございます。ご了解をお願いします。

○議長（繁 隆夫君） 巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） 2回目の質問をいたします。

私は、あの一、ま、今勘違いだということでもありますけれども、ま、先ほど言いましたように、8月の答弁では市町村と連携をしていくというふうに、あの一、とらえましたものですから、具体的な形として今後どうしていくのかっていうのを問うたわけであります。

先ほど答弁聞いておりましたら、いろいろと状況はやっているんだけど、実際に広域連合と市町村との連携をどういう形でやっていくのっていうのは現在できていない、できておらないという状況という判断でよろしいでしょうか。そこのところの確認をさせていただきまして、2回目の質問を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、申請勧奨及び再勧奨に係る事務は、当広域連合が所掌をしておる事務でございます。現状でも市町村の窓口におきましては、諸々の、お一、ご相談などご苦勞をおかけしてございまして、これ以上のご負担をおかけすることは控えたいと考えておりますけれども、今後とも引き続き制度の周知と改善、工夫に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（繁 隆夫君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 久御山町の巽悦子でございます。

ただいま議題となっております議案第4号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして反対討論を行います。

反対理由の第1は、被保険者の所得、暮らしの実態を顧みず、国言いなりの制度改悪を進める予算であることであります。本予算には、後ほどの採択となります条例一部改正にある保険料軽減特例のうちの所得割5割を2割とする予算も含まれています。政府は今後さらに均等割9割、8.5割についても見直しを進める計画であります。しかし、景気にしても年金所得にしても悪くはなっているがよくなるはなっておりません。高額介護合算療養費さらには高額療養費の上限の引き上げも計画も実際あるわけでございます。医療も介護も負担増の改悪が続いている昨今、被保険者の保険料負担率は制度開始の第1期の10%からこの第5期には10.99%としておりますため、一人当たりの平均保険料は7万1,378円から7万4,469円に引き上げられてしまいました。久御山町に住む80代の女性は、医療費を工面するために食事代を減らさなければならない。また次保険料が上がったら、もう病院に行けなくなると訴えます。え、今後の保険料軽減特例の見直しに伴う被保険者の負担増については、広域連合の構成団体である各市町村に財源の協力を求めるなど、被保険者への影響を少なくすることを求めるものであります。

反対理由の第2は、被保険者の実態調査の予算が計上されていないということであり。この間、他の議員からも短期証の留め置き、保険料滞納者への処分、高額療養費や高額介護合算療養費の未申請などの問題、さらには医療給付費に乖離があるための不均一保険料の復活、保健事業の充実をするためには、まず被保険者の実態調査を行うことを求めている。しかしながら、それにもかかわらず、残念ながら実施するとの答弁はありませんでした。厚生労働省が2016年11月に実施しました介護給付実態調査でも、75歳以上の方は、介護サービスを利用されている75歳以上の方は86.5%、昨今以来、昨年以來、社会保障制度改革プログラム法の施行に伴い、介護も医療も改悪され、被保険者に、被保険者にとっては負担増の連続であります。

三つ、四つ、三つ目には、後期高齢者医療保険制度はやめ、廃止し、被保険者の顔が見え

るように各自治体運営の保険制度に戻すべきであります。介護保険でも被保険者には負担増が強いられているにもかかわらず、広域連合では医療保険会計が中心となり、広域計画で役割を分担しているため、被保険者の命、暮らしを守る部分が見えない仕組みとなっております。全国後期高齢者医療協議会が毎年厚生労働大臣に提出している要望書には、この医療制度が持続可能性を確保しつつ、安全、安心で質が高く、効率的な医療を受けられるようにするためとして、さらなる検討改善が求められているところと明記しています。そして、国による財政支援や国民健康保険の都道府県化を踏まえて、後期高齢者医療保険制度の運営のあり方の検討も求めています。議会にしても発言機会における制限、議会開催が年2回しかないこと、これも被保険者の健康を守る上からも不十分であります。後期高齢者医療保険制度は廃止をして、被保険者の顔が見えるように各自治体運営の保険制度に戻すべきであります。そして問題なのが、国がこの、保険者、インセンティブではなく、が進めようとしております。被保険者に必要な施策を、施策を考えることが必要であり、交付金のあり方の見直しも求めるものであります。

え、自民公明党が与党の政権となった2000年代より、社会保障費の自然増削減は合計3兆3,000億円に上り、社会保障費のあらゆる分野で制度改悪が行われています。その一方で、大企業への4兆円もの法人税減税が行われており、今こそ税金の使い方が逆さまで、ここにメスを入れることが必要であることを最後に申し添え、討論いたします。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第4号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。

表決数について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 失礼します。賛成19票、反対6票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程だい、第11、議案第5号、京都府後期高齢者医療広域連合職員のき、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第12、議案第6号、京都府こう、後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第じゅう、13、議案第7号、京都府こう、後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は再質問を含めて20分以内となっておりますので、ご協力をお願いします。

向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） え、笠置町の向出健です。

えー、議案第7号について質疑をさせていただきます。

今回の内容は、被保険者の所得割について年金収入152万円、153万円から211万円の方の5割軽減を、えー、2割軽減に減らし、さらに30年度においてはこの軽減をなくすという内容になっています。また、元被扶養者の軽減については、現在特例として9割軽減をされている者を7割軽減、えー、平成29年度は7割軽減、平成30年度は5割軽減にし、平成31年度からは、資格取得3年目以降の方についてはこの軽減をなくしてしまうという内容になっています。

そこでまず、この軽減特例の一部見直しによる影響、さらには当こう、広域連合の認識についてお伺いをしたいと思います。

今回の特例軽減、え、軽減特例の一部削減により、影響を受ける被保険者の数、それから全体から見ての割合はどれくらいかご答弁をお願いします。さらに、今回の一部削減によって保険料の増額はどれくらいになるのでしょうか。えー、所得ごとの事例をお示してください。

さらに、今回の、え、軽減特例で、え、対象となる方の生活には影響を与えないのか、その点お伺いをしたいと思います。

当広域連合は、全国後期高齢者広域連合協議会において、平成28年11月17日付に、えー、後期高齢者医療制度に関する要望書を出されています。その中でも低所得者などに対し、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することとあります。今回の一部見直しでこうした、あー、層に影響を与えないのか、当広域連合としてはどのような認識をお持ちかお答えをください。

さらに、今回一部見直しということですがけれども、影響を与える方の生活、特に経済状況は改善したのか、そうした、あー、影響を与える方の状況について、えー、どのようにつかんでおられるのかご答弁を求め、1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 向出議員のご質問にお答えします。

えー、先ほど、連合長から答弁があったところですが、今回の見直しに対する認識につきましては、世代間、世代内の公平の負担や、負担能力に応じた負担の観点から、低所得者層に配慮した上で見直しがなされたものと認識しており、将来にわたり国民皆保険を維持し、持続可能な医療保険制度となるよう見直されたものというふうに認識しております。

本広域連合といたしましては、今後とも国の動向にも注視しながら関係各所とも連携を図り、制度見直しに当たっては、被保険者に急激な負担増が生じることがないように生活に寄り添ったそ、措置が講じられるよう機会をとらえて必要な意見を述べてまいりたいというふうに思います。

それから、被保険者への影響についてでございますが、まず保険料けいれ、軽減特例の見直しについてでございますが、昨年の賦課状況では、昨年といたしますのは、えー、本年度のですね、あ、失礼、28年度の収入が今まだ把握できておりませんので、正確な数値が出ないということについてはご承知置き願いたいと思います。えー、5割軽減適用者が約3万4,000人、約10%でございます。元被扶養者の軽減適用者が約1万9,000人、約6%に当たります、の方々が見直しの対象ということになります。

具体的な保険料の所得割、所得軽減割合の見直しの影響につきましては、国の試算によりますと、29年度は5割から2割という引き下げになりますので、月額で1,310円の増となりますし、30年度は廃止をされるということになりますので、さらに、あ、失礼、あ、そうですね。月額で890円の増ということになるものです。

また、元被扶養者の均等割軽減割合の見直しの主な影響につきましては、当広域連合の均等割の保険料でみ、見ますと、29年度は9割から7割となられる方の方、方で、その差の2割相当となる、月額で申し上げれば800円の年額9,644円の増、さらに30年度は、えー、5割ということになりますので、えー、さらに2割相当の、えー、同じく800円、9,644円の増となるものでございます。

高額療養費につきましては、被保険者の一斉更新の時点での、具体的には平成28年8月1日ですが、当広域連合の被保険者数は33万5,000人であり、そのうち高額療養費の見直しでは、現役並み所得者及び一般の所得者の区分の約52%、1万4,000人ほどです。高額介護合算療養費の見直しでは、現役並み所得区分の約7%、2万3,000人の方に影響があるというふうに思われます。ただ、高額療養費等はですね、医療費、しゃ、あ、被保険者ごとに体の状態でありますとか、医療機関で受けられる医療、調剤の内容に大きく左右されることから、その高額療養費及び高額介護合算療養費制度見直しの影響額を正確に把握することはできません。

なお、お一、先日の議員説明会においてもご説明申し上げましたとおり、高額療養費については、限度額の見直しが29年8月からと30年の8月からとの2回に分けて段階的に行われるということになっておりまして、高額介護合算療養費制度につきましては、30年8月以降

分からの限度額が見直されるということになっております。また、あ一、高額介、高額療養費、高額介護合算療養費とも現役並み所得区分の方々につきましては、30年8月から70歳未満の方々と同様に、その所得に応じてさらに3区分に細分化されるということになっております。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） 向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） それでは、2回目の質疑に入りたいと思います。

え一、ご答弁の中では、え一、影響を受ける方が3万4,000人、え一、所得割、え一、5割軽減を受けている方が3万約4,000人だと、それから、え、被扶養者の方は1万9,000人という数を挙げられました。え、決して少なくない数だと思います。さらに所得割で言いますと153万円から211万円の年金収入という方ですから、決して、あの、高額収入の方ではないというふうに、え一、認識をいたします。また元被扶養者の方でいけば、31年度以降になりますと、資格取得3年目以降については、現在の制度から見れば10倍もの保険料の、お一、引き上げとなると、これはかなり過度な過大な引き上げになっていくのではないかというふうに思われます。先ほどご答弁の中では、え一、負担の公平性、持続可能性等々言われましたけれども、この当広域連合も、え一、国、府に対してこの特例軽減、軽減特例ですね、の存続の要望は求めてきたという経緯があります。今回、え一、そのようにいろいろ配慮もされているというふうな認識を示されていますけれども、当広域連合としてですね、やはりこうした方向性、え一、軽減特例はもともと低所得者等、または生活に困窮を与えないようにという形で激変緩和という名称ですけれども、導入されたものです。え一、こうした生活、影響を与える、受ける方は、決して経済状況がよくなったとは言えないと思います。当広域連合としても、え一、今後も引き続きですね、国や府に対して、この、お一、軽減特例の存続、要望を続けていかれるのかどうか、その点だけ確認をしまして、え一、2回目の質問、質疑とさせていただき、質疑とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） え一、今回の見直しに係る見解のところにつきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。え一、今後とも国の動向を注視しながら、関係機関とも連携を図りながら、制度見直しに当たっては被保険者の急激な負担増が生じること

がないよう生活に寄り添った措置が講じられるよう機会をとらえて必要な意見を述べてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） えー、議案第7号、お一、京都府後期高齢者、あ、医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

えー、繰り返しになりますが、今回の条例の内容は、被扶養者の方の所得割、保険料の所得割につきまして年金収入153万から211万円の方が受けておられる、えー、軽減特例5割を平成29年度には2割に削減し、平成30年度にはなくしてしまう、また元被扶養者の方の保険料の特例軽減は、平成29年度に9割軽減で現行あるものを7割軽減にし、さらに平成30年度は5割軽減に、平成31年度以降については、資格取得2年目までの方は本則の5割軽減、そして3年目以降には、あー、なくしてしまうという内容になっています。もともと、お一、こうした、あー、軽減、えー、特例が、も、えー、適用されていたのは、えー、全国からの批判の声等も受けて国が動いて、えー、そうしたためであると考えます。こうした影響を受ける方の生活状況は決して改善している状況にあるとは言えません。年金の削減も行われていますし、介護保険料の増加など、社会保障の削減もどんどん進められていることは皆さんもご存知のとおりだと思います。こう、当広域連合は、後期高齢者に対して安心の医療をするというのが責務だという答弁もたびたび、えー、されています。こうした観点からも、こうした、あー、安易な、あー、軽減特例の見直し、削減はすべきでないことを表明し、また、さらに国や府に対しても、この軽減特例の見直し、えー、存続、維持を求めるよう当広域連合に、えー、求めまして、議案7号についての反対討論を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第7号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であり、多数であります。

表決について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 報告いたします。賛成19票、反対6票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第14、発議第1号、保険料「軽減特例」の存続を求める意見書を議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

くらた共子議員。

〔1番 くらた共子君登壇〕

○1番（くらた共子君） 京都市選出のくらた共子でございます。

私は、岡本亮一議員、巽悦子議員、向出健議員、齋藤和憲議員とともに、後期高齢者医療保険料、特例軽減の継続を求める意見書を提案しております。私は提出者を、提案者を代表しまして説明を行います。

後期高齢者医療保険料、特例軽減は、2008年4月の後期高齢者医療制度導入時に設けられたものです。これは同制度が高齢者を囲い込み、その高齢者に負担増と差別医療を押しつけるものであることに対して、怒りの世論が広がる中、設けざるを得なくなったものであります。段階的であろうと、特例軽減を廃止することは高齢者の暮らしと命を脅かすこととなります。既に保険料は4回も値上げされ、平成28年6月1日現在の京都府における保険料滞納者数は3,874人となっています。これまでの本日の議論の中でも、その実態が明らかとなったところであります。特例軽減措置を廃止することは高齢者を追い詰めることにほかなりません。京都府後期高齢者医療広域連合議員の皆さんに特例軽減の継続を求める意見書案への賛同をいただきますよう求めまして、私の提案説明といたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（繁 隆夫君） 本件につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑については終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

朝子な、直美議員。

〔19番 朝子直美君登壇〕

○19番（朝子直美君） お、大山崎町の朝子直美です。

えー、ただいま議論になっております、えー、意見書、えー、後期高齢者医療保険料「特例軽減」の継続を求める意見書に対して賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

えー、安倍政権は、社会保障費の自然増を毎年5,000億円までにするとして、小泉政権時代以上に国民負担を増加させているということは皆さんご存知のとおりであります。とりわけ高齢者への給付減や負担増が次々に提案され、今、高齢者ばかりか若い世代にも将来の生活に不安を抱かすにはいられない、そんな状況となっております。もともと高齢者へのさまざまな負担軽減策などは、その高齢者の特性や生活実態に配慮して構築されたということが政府自身も説明してきた、きたものであります。現在、高齢者の生活は、先ほどからも、えー、いろいろ議論されていますように、非常に厳しさを増しております。さらには、若い世代の不安定雇用などが拡大する中で、高齢者が若い方の経済援助をしなくてはならないなど、「下流老人」との言葉がマスメディアをにぎわ、にぎわすような、そんな状況となっております。こうした状況を見無視して、特例だからといって負担増を強いることは許されるものではありません。さらに、えー、先ほども出ていますように、今現在でも後期高齢者医療の保険料の滞納者がこの京都府、府で3,874人、そして正規の保険証をもらえないという方が、え、380人に達している中で、保険料の軽減が無くなれば保険料払えないという方がますますふえて、高齢者から医療を取り上げる結果となりかねず、憲法25条が保障する生存権を侵害する重大問題と言えます。実際、え、昨年、政府が示した特例軽減のこの廃止の案については、11月に行われました社会保障審議会でも反対、批判の意見が多く出されたために一定の緩和をせざるを得なくなったということからも、このような高齢者の負担を増大させるという方向は、国民の願いと相入れず矛盾を一層深めるものでしかないと思っております。こうしたことから、私はこの、えー、意見書に賛同して、えー、特例軽減の存、継続を求めることとしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、発議第1号、保険料「軽減特例」の存続を求める意見書を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり採択することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（繁 隆夫君） 挙手少数であります。

表決数について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 失礼いたします。賛成6票、反対19票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（繁 隆夫君） お諮りします。

本定例会において議決されました各議案について、その条項、字句、その他、えー、整理をする、要するものについては、議会会議、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（繁 隆夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会平成29年第1回定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時9分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年3月23日

議 長 繁 隆 夫

署 名 議 員 岡 本 亮 一

署 名 議 員 朝 子 直 美

